

鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取しゃんしゃん祭振興会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取しゃんしゃん祭を実施する鳥取しゃんしゃん祭振興会（以下「振興会」という。）の運営に要する経費を補助することにより、観光客の誘致を図り、もって本市の観光の振興を図ることを目的とする。

(補助金の算定等)

第3条 本補助金は、振興会の運営に要する経費（寄附金等の特定財源を除く。）の10分の10を乗じて得た額（1,000円未満の端数を切り捨てる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、経済観光部長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。